○　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（算式） 第二条　銀行法（以下「法」という。）第五十二条の二十五の規定に基づき、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第七十三条において同じ。）を有する銀行若しくは長期信用銀行又は外国に所在するバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもののうち、流動性に係る健全性を判断するための基準であって、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。 連結流動性カバレッジ比率＝算入可能適格流動資産の合計額／純資金流出額	（算式） 第二条　銀行法（以下「法」という。）第五十二条の二十五の規定に基づき、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第七十三条において同じ。）を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもののうち、流動性に係る健全性を判断するための基準であって、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。 連結流動性カバレッジ比率＝算入可能適格流動資産の合計額／純資金流出額